

阿武町告示第60号

阿武町税条例（昭和30年阿武町条例第43号）附則第24条に規定する町長が指定するものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事とする。

令和2年12月15日

阿武町長 花 田 憲 彦